

令和5年1月1日～

- 見積書への代表者（又は受任者）印の押印を省略できます。
- FAXや電子メールでの見積書提出ができるようになります。（一部案件）

令和5年1月1日以降、千葉市が発注する見積について、見積書への押印を省略可能としますが、その場合、押印省略の代替措置として本件責任者等の記載が必要となるほか、文書の真正性を担保するために注意事項があります。

代替措置に不備があった場合や、真正性の確認ができない場合は、見積書が無効となりますので、押印を省略する場合は以下について必ずご確認ください。

1 押印の省略が可能となる書類

見積書、見積辞退届

※入札書、入札辞退届は押印が必要です。（従前の取扱いから変更なし）

2 適用開始日

令和5年1月1日以降に千葉市が発注する見積について適用します。

3 押印省略時の代替措置

見積書、見積辞退届への押印を省略する場合、次のア～エが必要となります。ア～ウの記載事項に不備がある場合又はエの確認ができない場合は、無効となります。

押印した上で原本を提出する場合は、ア～エは不要です。（従前の取扱いから変更なし）

ア 「本件責任者」の氏名（フルネーム）の記載

○本件責任者：見積書の発行部門の責任者

イ 「担当者」の氏名（フルネーム）の記載

○担当者：見積書の作成担当者

※「本件責任者」と「担当者」は同一の者でも差し支えありません。

その場合は、次のように「本件責任者」と「担当者」が同一の者であることが分かるように記載してください（空欄は不可）。

（記載例）

- ・「本件責任者及び担当者氏名 ○○○○」
- ・「本件責任者氏名 ○○○○ 担当者氏名 ○○○○」
- ・「本件責任者氏名 ○○○○ 担当者同左（同上）」

ウ 連絡先電話番号の記載

○原則として千葉市入札参加資格者名簿に登録している固定電話番号を記載してください。

ア～ウは必ず見積書、見積辞退届に記載してください。送付票等別紙への記載は不可です。

エ 上記「本件責任者」及び「担当者」が在籍していること

○市からウの連絡先や入札参加資格者名簿に登録の連絡先へ連絡し、確認する場合があります。

○参集による見積り合わせの場合、出席した方の顔写真付きの身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード）による本人確認に加え、健康保険被保険者証、監理技術者資格者証等による雇用関係の確認（顔写真付きの社員証であれば1枚で可）をする場合があります。

4 提出方法

※案件により、提出方法を限定する場合がありますので、見積通知書をご確認いただき、調達課の指示に従ってください。

ア 押印した見積書、見積辞退届の場合

持参又は郵送により、原本を提出してください。コピー、スキャナー等に読み込まれたデータで提出されたものは、押印した見積書とは認めません。

（従前の取扱いから変更なし）

イ 押印省略した見積書、見積辞退届の場合

①持参又は郵送による提出。

②FAX、電子メールによるデータでの提出。参集による見積の場合は不可

※原則、千葉市入札参加資格者名簿に登録したFAX番号、電子メールアドレスから送信してください。

※電子メールによる提出の場合、データ形式はPDF形式に限ります。

※FAX、電子メール以外の方法によるデータでの提出は認めません。

※FAX、電子メールの送信先は案件ごとに担当課の指示を受けてください。